

山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、放課後児童健全育成事業実施要綱（令和6年4月1日こ成環第117号の別紙。以下「実施要綱」という。）に規定する事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、市町村が行う実施要綱2に定める事業（以下、「放課後児童健全育成事業等」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、放課後児童健全育成事業等（ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された事業ごとの金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和6年9月12日こ成事第639号こども家庭庁長官通知の別紙）別紙の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 事業ごとに、(1)により選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（第2号様式）に関係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、

交付決定通知書（第3号様式）による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更をする場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（実績報告）

第8条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 この補助金は、当該事業完了後、実績に基づき交付する。

ただし、知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で市町村長に対し概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、第8条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（第7号様式）により通知するものとする。

(財産処分の制限)

- 第11条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の保管)

- 第12条 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第1号様式）を作成し、帳簿及び証拠書類とともに補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しなければならない。

(附 則)

- 1 この要綱は平成26年9月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱（平成19年10月18日児第1720号山梨県福祉保健部長通知）は廃止する。ただし、山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なお、その効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は平成27年11月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 山梨県小規模放課後児童クラブ事業実施要綱は廃止する。ただし、山梨県小規模放課後児童クラブ事業実施要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なお、その効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は平成28年8月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は平成29年8月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は平成30年12月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和元年9月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第1号様式から第8号様式まで並びに別表1及び別表2（「平成」を「令和」に改める部分に限る。）については、令和元年5月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和2年6月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和3年3月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和3年6月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和4年3月7日から施行し、令和3年12月1日から適用する。ただし、別表2-16②(13)新型コロナウイルス感染症対策支援事業・ICT化推進事業（令和3年度補正予算分）①新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）（イ）感染症対策のための改修については、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和4年7月15日から施行し、令和4年6月24日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和4年12月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和５年１月２４日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和５年２月２１日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和５年９月１１日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は令和６年９月２０日から施行する。